

第3次塩竈市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 募集期間 令和7年2月3日（月）から同年3月3日（月）まで

2. 意見件数 10件

3. 意見の概要と市の考え方

No.	項目	ページ	意見の概要	市の考え方
1	環境教育について	P.65 1～6行目（表の上から1～3項目分）	「EM菌」の疑似科学的側面に起因する諸問題は各方面で提起されており、学校での環境教育という科学的妥当性が特に重視される現場に持ち込むにあたっては細心の注意が必要です。少なくとも市の取組状況として当計画に掲載するのは適切とはいえないと思います。また現在も継続して行われているのであれば早急に見直すべきと考えます。	環境教育は、環境保全に対する理解と関心を深めるために重要であると考えています。学校における環境教育については、今後も教育委員会や各学校と連携しながら、児童・生徒の環境への理解が深まるよう、努めてまいります。なお、EM菌については、ご意見のとおり、インターネット等で諸問題が提起されていることを確認いたしましたので、教育委員会や学校と情報共有させていただきます。
2	環境教育について	P.65 6. 協働と参画 4) 小中学生の環境活動状況表	EM菌（微生物資材）を教育に取り入れることへの懸念 / 自然環境に投入しているわけではない様子だが、清掃前のプールへの投入も環境汚染の可能性がゼロではないと指摘がある。（日本学校保健会、学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂, p.62）特定の状況以外では環境汚染リスクが高い方法であるため、最新情報やこの方法への指摘・懸念を把握してほしい。	環境教育は、環境保全に対する理解と関心を深めるために重要であると考えています。学校における環境教育については、今後も教育委員会や各学校と連携しながら、児童・生徒の環境への理解が深まるよう、努めてまいります。なお、EM菌については、インターネット等で諸問題が提起されていることを確認いたしましたので、ご提供いただいた情報と合わせて、教育委員会や学校と情報共有させていただきます。
3	環境教育について	P.64-65 6. 協働と参画 4) 小中学生の環境活動状況表	各学校の緑化運動のより効果的な方法を検討してほしい / シビックプライドの醸成にもつながるよう、元から地域にある植物を生かす方法も検討してほしい。外来種は勿論園芸品種の逸出（本来生息していない屋外に広がってしまうこと）も問題になるため、今塩竈に残っている古くからの自然を調べ、守る・生息できる環境を増やす方向性も必要。p.82 自然環境と生物多様性の保全、やすらぎや潤いのある生活空間の創造の両方をカバーできる試みになると思われる。	第3次塩竈市環境基本計画においては、環境像2として生物多様性保全への各種取組を進めてまいります。そのなかで各学校の緑化運動のより効果的な方法については、今後、教育委員会や学校と情報共有を図りながら検討してまいります。また、まちのみどりの創出においては、地域の特性に応じた樹種を選定するなどの取組を進めるとともに、外来種については、被害発生状況の把握や適切な対応に関する市民への普及啓発を行いながら、みどりの保全や創出において、市民や事業者等との連携・協力を図っていきます。
4	施策体系について	P.70～97全般	前計画より計画体系が大幅整理されたが、明確だった基本目標が環境像に統合され曖昧になったように感じる。また管理指標が大幅削減された上に各施策との対応関係が不明瞭になった。各施策に少なくとも1つは対応する指標を設定し、目標設定を明確にしているかどうか。前は11あったリーディングプロジェクトが2つに減ったことも気になる。	管理指標は市が定量的に把握できる項目について設定しました。前計画のリーディングプロジェクトは各施策の再掲となっており、市として実際に力を入れて取り組む内容がわかりにくい面があったため、次期計画においては、重点的に取り組むべき施策を絞り込んで明確化し、具体的に取り組んでいきます。
5	生物多様性保全の取組について	82ページ 10行目（管理指標の表の上から2項目目）	30by30目標に向けた新たな制度である自然共生サイトの認定を目指すことはネイチャーポジティブの点から素晴らしいと思いました。しかし計画期間中の目標が1箇所のみというのは、市内に自然公園や文化財地域が既にある事を踏まえたとしても消極的に感じます。生物多様性保全の啓発の意味でも数か所の認定を目指してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、複数力所の認定を実現することが望ましいと考えますので、計画期間中の目標を「1カ所以上」とします。

No.	項目	ページ パプコメ時	意見の概要	市の考え方
6	生物多様性保全の取組について	P.83 10～21 行目	前計画にあった「生物多様性地域戦略の策定について検討する」の文言が削除されたのは残念。当計画も含め、生物多様性保全については気候変動対策などと比べて具体的な目標や取り組みが見えにくくなりがちと感じるので、地域戦略を策定することで市の方針をわかりやすく示してほしい。	現時点で「生物多様性地域戦略」単体での策定は予定しておりませんが、第3次塩竈市環境基本計画において、環境像2として生物多様性保全への各種取組を進めてまいります。いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
7	生物多様性保全の取組について	P.83 26～27 行目	有害鳥獣対策に加えて、外来種対策も明言するべき。市内でもアレチウリやオオキンケイギクのような特定外来生物の生育が見られ、また同じくツヤハダゴマダラカミキリの発生も近年になって県内で確認され、さらにクビアカツヤカミキリの県内への侵入も懸念される状況であり、ぜひそれらの対策に取り組んでください。	ご意見のとおり、有害鳥獣対策だけでなく、外来種の対策も実施する必要があります。外来種については、環境像2の施策2-1-3「外来種・有害鳥獣対策」の取組に「特定外来生物による被害発生状況を把握し、適切な対応に関する普及啓発に努めます。」と追記し、外来種への取組も実施していきます。
8	生物多様性保全の取組について	P.108 土地利用における環境配慮指針	どの項目も塩竈の自然環境に基づいたシビックプライド醸成に強く寄与するもののため、ぜひ強く推奨してほしい。「自然環境の保全」に"ビオトープ～地域の健全な生態系の維持に配慮する。"とあるが、これは市民にとっても環境保全に寄与できること。一般的にビオトープは周知度が低いようなので、ビオトープ管理士資格をもつ方の指導のもと、家庭でもできる方法を推進してほしい。	第3次塩竈市環境基本計画においては、健全な生態系の保全・創出・再生を図るため、適正な土地利用や、生物多様性に配慮した緑地管理等により、生物の生息・生育環境の保全に努めていきます。いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
9	生物多様性保全の取組について	P.100 第6章 1. (1) 市民の環境配慮のための行動指針	市民の自然とのかかわり方の改善を希望 / 特定外来生物への対処を推進してほしい。住民が、たとえばオオハングソウなどを特定外来生物と認識せずに刈り残したり育てたりしているケースをよく見る。そもそも栽培禁止・運搬禁止等の、昔であれば気にせずともよかった事柄については殆ど周知されていない模様。身近な特定外来生物について改めて外来生物法に則った周知をお願いしたい。	特定外来生物については、環境像2の施策2-1-3「外来種・有害鳥獣対策」の取組に「特定外来生物による被害発生状況を把握し、適切な対応に関する普及啓発に努めます。」と追記し、外来種への取組も実施していきます。
10	生物多様性保全の取組について	P.100 第6章 1. (1) 市民の環境配慮のための行動指針	市民の自然とのかかわり方の改善を希望 / 餌付け問題への対処も盛り込んでほしい。世代の違いなどから、今はもう餌付けは推奨されないことなどが伝わっていない。野鳥の場合鳥インフルエンザ等のリスクも高くなるため、とくに水路や加瀬沼での冬季の渡り鳥等への餌付けを改めて禁止してほしい。松島湾での野鳥への餌付け禁止に倣ってほしい。猫や鳥などの生き物を受する方へ、餌付け以外の愛情表現を推奨することが望ましい（屋内飼育、保護活動への協力、野生動物の生息地の保全など）	ご意見のとおり、人為的に餌を与えると餌付けによる依存、自然環境への影響、また、市民等への生活環境への被害につながる可能性があるため、P.100の自然共生の箇所に「野生動物に餌付けを行わないようにしましょう」を追記します。